

## 令和6年第10回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年10月25日(金) 午前8時55分～11時10分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員 (12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外菌	健藏

出席農地利用最適化推進委員 (3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (9番 西村 四男 委員 ・ 10番 外菌 健藏 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 議案第48号	農地法第3条第1項の規定による許可申請 (3件) について
日程第2 議案第49号	農地法第5条第1項の規定による許可申請 (3件) について
日程第3 議案第50号	非農地証明願 (1件) について
日程第4 議案第51号	農用地利用集積計画案・中間管理法一括方式 (12件) について

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和6年第10回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。始めに会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長ありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしくをお願いいたします。

議長 それでは私の方で進めさせていただきます。議事に入ります前に、本日の農業委員の出席状況について、事務局の方から報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し出席委員12名、全員出席で過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も出席されておられますので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それではお手元の会次第に従いまして、進めてまいります。まず4番目の議事録署名委員の指名ですが、恒例により私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、本日の議事録署名委員に9番 西村四男 委員と、10番 外菌健藏 委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは早速議事に入ります。

日程第1議案第48号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は3件です。3件全てについて、事務局及び現地調査報告が終了した後に、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査 日程第1議案第48号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は3件です。1ページをご覧ください。No.1

についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を売買により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地は譲受人が経営する養鶏場に隣接する畑で、取得後は鶏のえさになる青物を栽培するということです。譲受人は所有する農地は全て耕作しておられます。調査は【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長                    それでは現地調査の報告をお願いします。

西村委員                9番西村です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、10月21日午前9時より本人立会いのもと、木場委員と調査を実施しましたので報告をいたします。資料は1～2ページを参照してください。申請地は農用地区域外農地であります。申請地は譲渡人の自作地であり、現在譲受人は耕作していません。労働力状況は1人で農機具保有状況はトラクター、草刈り機等保有しております。申請地取得後の営農計画は、隣接地の〇〇番地と一体で、鶏の飼育に必要な青物と、自家消費野菜を作る計画です。ここは申請地と一体で青物と野菜を作ることを念を押してきました。特に問題はないと見て来ました。皆様のご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長                    ありがとうございます。それでは次のNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査                3ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を売買により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。調査は【正】を川畑委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長                    それでは現地調査の報告をお願いします。

川畑委員                4番川畑です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2についての実態調査報告をいたします。10月20日(日)午前11時より、行政書士、樋ノ口委員と私で調査を致しました。場所等につきましては、資料の3～4ページを参照ください。申請地は2筆です。農地区分は農用地区域内農地です。農作業常時従事者は2名で、ブルーベリー、桃、オリーブ、栗等を栽培し、自家消費されるとの事です。農機具は管理機、刈払機等所有されており、奥様の実家が近いため、必要に応じてトラクター等使用されるとの事です。通作距離は10kmです。なお、現在植樹はなされ管理されています。私どもの調査では問題ないと判断しましたが、皆様のご審議よろしくお願い致します。

議長                    ありがとうございます。次にNo.3について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査              5ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地で、譲受人の自宅の裏側です。譲受人は所有する農地はありませんが、今までも申請地を相対で耕作しておられます。調査は【正】を古賀委員、【副】を池田委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長                    それでは現地調査の報告をお願いします。

古賀委員              8番古賀です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について、10月22日(火)午前9時30分より、代理人の行政書士立ち会いのもと、池田委員と調査をしましたので報告いたします。資料の5～6ページをご覧ください。今回の申請地は農用地区域外農地で、自宅の裏手に位置します。申請地を取得後の営農計画は、自家消費できる野菜を栽培します。取得する農地に必要とする労働力は常時1人ですが、時々は奥様が手伝いされるそうです。なお、申請者は病院勤務であり、休みなど利用して農作業に従事します。農機具の保有状況は草刈り機、くわ等です。何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長                    ありがとうございます。3件について、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず1ページ、2ページのNo.1について、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。私の方からいいですか。〇〇さんは採卵経営ですよ。今までも青物をエサに与えてこられているんですか。

永井推進委員        作られていますね。まだ他にも農地がいっぱいあります。敷地の中にもあります。

議長                    他にご質疑ございませんか。

外菌委員              鶏舎の裏側ですか。

永井推進委員        道路を挟んだ向かい側にもあります。

議長                    他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に3ページ、4ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。もう果樹を植栽してあるんですよね。さっきおっしゃったオリーブや桃とか、栗とか。

川畑委員

色々あります。

永井推進委員

売買の成立前に植えても大丈夫なんですか。

川畑委員

その問題があったんですけれども、植えたものは仕方がないですから。

外菌委員

借りておいて自分で作っておいて、それから所有権移転をしたら、意味は一緒じゃないですか。

永井推進委員

ここは借りてはいないですよ。

川畑委員

借りてはいなかったんです。

永井推進委員

相対でしていました。

川畑委員

〇〇の人達が金胡麻を作っていた所ですよ。

外菌委員

そこに勝手に植えたんですか。

永井推進委員

3条の許可が出る前に植えたわけですよ。

川畑委員

譲渡人には了解をもらって植えているらしいですよ。

外菌委員

相手とちゃんと話をして自分で植えて、普通は問題ないんじゃないですか。所有権移転は許可の話しであって、使うことは通常の相対と同じじゃないですか。

川畑委員

そこで、事務局とも色々協議したんですけれども、植えたものをどうしようもないものですから、それをどかすこともできないでしょうし、植えてあるから仕方がないかなということになりました。異議はございませんか。

久木山委員

今さら引き抜くこともできませんね。

議長

他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の5ページ、6ページのNo.3について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、3件を一括してお諮りしたいと思います。日程第1議案第48号農地法第3条第1項の規定による許可申請の3件については、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第1議案第48号農地法第3条第1項の規定による許可申請の3件については、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第2議案第49号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は3件です。3件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第2議案第49号農地法第5条第1項の規定による許可申請3件についてであります。7ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。また、申請は夫婦2名での申請で、持分が1/2ずつとなっております。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を西村委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員 6番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について報告します。調査は10月21日午前9時30分より、代理人の行政書士立ち会いのもと、西村委員と私が調査を実施しました。位置図は、7～8ページを参照してください。転用目的は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいとのことです。農地区分は第3種農地、第1種住居地域です。目的の確実性は、許可後着工し、完成は来年5月の予定です。汚水排水は合併浄化槽で

西側市道側溝に接続、雨水排水は雨水柵で西側市道側溝に排水、境界はブロックを積みます。5条申請に必要な被害防除計画書等、備考欄に記載されているものが添付されています。位置図は、東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地、周囲には農地は無く、問題は無いと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長

ありがとうございます。それでは次のNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。9ページをお開きください。譲受人は不動産業及び遺品整理業等を営んでおり、現在は遺品整理品を事業所に保管していますが、手狭になったため、申請地を買い受けて物置を設置し、使用貸借契約により会社へ貸し、管理したいための申請であります。第2種農地でその他の農地であります。代替地として3筆検討しましたが、折り合いがつかず他に適当な土地が見当たらなかった状況です。調査委員は【正】を樋ノ口委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願い致します。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

3番樋ノ口です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について、10月20日(日)11時から、行政書士、川畑委員と3人で現地を調査しました。場所は9～10ページをご覧ください。第2種農地でその他の農地です。譲受人は不動産業及び遺品整理業等を営んでおり、現在は遺品整理品を事業所に保管していますが、手狭になったため、申請地を買い受け使用貸借契約により会社へ貸し、物置を設置し駐車場として利用するための申請です。倉庫はプレハブ1棟で、車両2台搬入出駐車場とし、荷物の積み下ろし、旋回部分に使用します。譲受人は農地の盛土を30cm程して整地利用します。資金は自己資金です。周辺には農地はなく、北側宅地に公民館、東、西、南は道路になっています。西東南は道路を経て宅地があります。被害防除計画書他の書類が提出されています。私達の調査したところ、特に問題は無いと見て来ました。皆様方のご審議の方よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。それでは次のNo.3について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.3についてご説明いたします。11ページをお開きください。借人は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を義理の父より使用貸借にて借り受け、住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委

員は【正】を池田委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

池田委員 1番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について説明をいたします。10月22日午前10時より、貸人立会いのもと、古賀委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域です。位置図は11～12ページを参照してください。転用の目的は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を義理の父より使用貸借にて借り受け、住宅を建築したいためです。借人による被害防除計画書等、第5条の申請備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は東側と北側が道路、南側と西側は畑です。畑との境界には6段のブロック積みを行い、120cmの緩衝地を設けるそうです。申請地の造成は現状のまま利用し、必要であれば若干の切り土を行い、土留め工事を行うそうです。建築着工は1月とのことでした。汚水などの生活雑排水は北側道路地下にある下水道に、雨水は溜枡を設けて北側道路側溝に放流するとのことでした。以上のことから特に問題は無いと考えます。皆さまのご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。以上3件について事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず7ページ、8ページのNo.1について、皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次に9ページ、10ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。次の11ページ、12ページのNo.3について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第2議案第49号農地法第5条第1項の規定による許可



申請3件については、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2議案第49号農地法第5条第1項の規定による許可申請3件については、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第50号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は1件で、過去に違反転用ということで指導をした事案ですので、現地調査の報告は省略いたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第3議案第50号非農地証明願1件についてであります。既に違反転用と判断されております。13ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。申請地の一部〇〇番は、過去に祖父が貸家を建築していましたが、昭和39年に取り壊し、その後駐車場及び貸駐車場として使用しておりました。現在は貸してはおりませんが、駐車場としては使用している状況です。申請地の一部〇〇番は昭和58年、隣接地に〇〇が住宅を建築しましたが、今回越境していることが判明したため分筆し、譲渡を予定しており、始末書が添付されております。

議長

(スクリーンを指して)既に舗装もされている状態で、駐車場として現在も使っているという状態です。もう1ヶ所は隣の住宅が越境してブロック積みをして入り込んでいるということで、今回分筆をして相手方に譲渡をするという内容でございます。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第3議案第50号非農地証明願1件については、申請のとおり非農地証明を发出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第50号非農地証明願1件につきましては、申請のとおり非農地証明を发出することで決定いたしました。

次に進みます。日程第4議案第51号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

15、16 ページをご覧ください。日程第4議案第51号12月31日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）についてです。新規で12件、14筆8,686㎡です。1番～4番の借人は、今までは基盤強化法で契約をしておられて、今回中間管理事業で契約をすることになった方です。5番～7番の借人は、今まで大里のみかん農家の手伝いをしておられて、今回自分でも果樹栽培をするために、契約をすることになった方です。今回の申請は全て新規の契約で、全員所有する農地はありません。借入地のある方は農地を全て耕作しておられます。よろしくをお願いします。

議長

ただ今、事務局の説明がありましたとおり、いずれも新規の案件で、14筆8,686㎡ということでございます。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようですのでお諮りします。日程第4議案第51号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）については、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第51号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）につきましては、ただ今報告のあった内容で決定いたしました。

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

•

\_\_\_\_\_

•

\_\_\_\_\_